

令和7年度 第1回 熊本大学建設工事等入札監視委員会議事概要

開催日及び場所	令和7年7月28日(月) 熊本大学黒髪南C2(工学部1号館)2階 共用会議室B	
委員	委員長 三浦宏之(三浦・江越法律事務所) 委員 外山啓太(福岡監査法人) 委員 松家武樹(熊本高等専門学校)	
審議対象期間	令和6年4月～令和7年3月	
抽出案件(合計)	6件	(備考) ・今回の審議対象期間においては、再苦情の申立て及び同審議依頼はなし。 ・文部科学省入札監視委員会の点検事項を参考に抽出された案件について個別に審議を行った。
建設工事(小計)	5件	
一般競争入札 (政府調達に関する協定対象工事)	0件	
一般競争入札 (上記工事を除く)	4件	
工事希望型競争入札	0件	
通常指名競争入札	0件	
随意契約	1件	
設計・コンサルティング業務(小計)	1件	
公募型プロポーザル方式	0件	
簡易公募型プロポーザル方式	0件	
簡易公募型プロポーザル方式(拡大)	0件	
標準型プロポーザル方式	0件	
一般競争入札	1件	
随意契約	0件	
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問	回答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容	特になし	

別 紙

質 問	回 答
1. 建設工事及び設計・コンサルティング業務に関する入札・契約手続の運用状況等について（報告）	
資料 1：令和 7 年度入札監視委員会 建設工事及び設計・コンサルティング業務一覧（令和 6 年 4 月～令和 7 年 3 月契約分） ・特になし。	
資料 2：総括表（建設工事） ・特になし。	
資料 3：総括表（建設・コンサルティング業務） ・特になし。	
資料 4：指名停止等一覧表 ・特になし。	
2. 審議対象建設工事及び設計・コンサルティング業務について（審議）	
資料 5：（京町）旧ボイラー室等とりこわし工事 【一般競争入札（総合評価落札方式）】 審議事項：落札率が 50%以下の事業 入札参加者に対して低入札業者の割合が 80%以上の事業 ・とりこわし工事が審議対象となることは稀な印象があるが過去に例があったか。建て替え工事の中にとりこわし工事を含んでいるため、案件名としてリストにあげていないということか。それとも、とりこわし工事は対象外としていたのか。 ・とりこわし工事の予定価格はどのような算出方法になっているのか。また、運搬・処分費用も含まれているのか。 ・入札価格が予定価格と大きく乖離した理由は何か。	・とりこわし単体工事も含めて全ての入札案件をリストに挙げている。結果として審議対象に選ばれることがあまりなかった。 ・以前は積み上げ方式であったが、現在はとりこわし業者からの見積もりを基に、業者への聞き取り調査により決定している。また、運搬・処分費用も含まれている。 ・解体工事は資材費が少なく人件費が主であるため業者の抱える工事量、時期、人件費、重機の稼働状況などの状況によって価格が大きく変動する難しさがある。 ・建設業の許可業種に「解体工事業」が新設されたことから、解体工事業者の入札参加が増え、競争が働くことで価格差が生じやすくなっている。 ・今後は見積もり対象業者を広げ、ヒアリングを強化していく方針である。
資料 6：（本荘南）医学部保健学科 A・B・C 棟改修工事（Ⅱ期） 【一般競争入札（総合評価落札方式）】 審議事項：競争入札及びプロポーザル方式において応札（応募）者が 1 者のみの事業 ・入札参加条件のうち、施工経験の面積規模(1,000㎡以上)が県内企業の参加機会を制限しているのではないか。 ・県内に同程度以上の実績を持った業者は他にいないか。 ・物価高騰や技術者不足の問題は、前年度の当委員会時にもあった問題と記憶しているが、これへの対策として考えられているものはあるか。 ・経験不足の業者に発注して問題が発生したような事例はあるか。	・施工経験として面積規模を求める場合、基本的に工事対象面積の 1/2 以上とすることとしており、今回の工事対象面積(2,900㎡)の場合 1,500㎡とするところ、参加者確保の観点から更に緩和して設定している。 ・実績を持つ業者は相当数いると考えられるため、規模要件が参加機会を制限しているとは考えにくい。 ・応札者が 1 者にとどまった要因としては、TSMC や万博工事など、同時期の大規模プロジェクトによる技術者不足の可能性が挙げられる。今回の工事規模的に監理技術者を専任で配置する必要があったことも要因としては考えられる。 ・技術者に求める条件の緩和（施工経験として面積規模を設定しない）を前年度途中より実施している。 ・本学では発生していない。

別 紙

質 問	回 答
資料 7：（本荘南）医学部保健学科 A・B・C 棟改修Ⅱ期工事 【随意契約】 審議事項：随意契約のうち少額随契でない事業 6,000 万円以上の工事で一般入札を行わなかった事業 ・「緊急」を要した場合に随意契約に移行できることについて、その「緊急」の定義は何か具体的にあるのか。	・規則上、具体的には規定されておらず、案件毎に判断している。本件の場合、大学のカリキュラム上、工期の遅れが許されず大学が不利益を被る可能性があったことから緊急性があると判断した。 ・資料 6 の入札が不落となったため、工事内容を一部見直し、随意契約を結んだ。時間的制約から再公告できず、工事名称と仕様を変更し緊急随意契約を行った。
資料 8：（医病）西病棟等入退室管理設備改修工事 【一般競争入札（総合評価落札方式）】 審議事項：競争入札及びプロポーザル方式において応札（応募）者が 1 者のみの事業 ・申請者 2 者について、B 者が 1 回目の入札を辞退し応札者が A 者のみとなり最終的に A 者が落札したが、評価点は B 者の方が高いことから辞退せず応札していれば B 者が落札となっていたのか。 ・評価値の算出方法も併せて教えて欲しい。 ・評価項目の一つに地域貢献度として障がい者の雇用状況があるが、現場への影響があるのではないのか。 ・札入れ回数について、本件は 4 回と回数が多いがどのような運用となっているのか。	・B 者の方が評価点は高かったが、最終的な落札者は「評価点÷入札金額×1 億」で算出される「評価値」が高い方である。よって、評価点が高い業者が落札者になるとは限らない。 ・本項目は現場作業員に限らず、会社全体における雇用状況を評価する項目である。 ・基本的に札入れは 2 回までとしているが、予定価格と入札価格との開き具合により状況に応じて対応している。本件の場合、2 回目の札入れで予定価格との乖離が少なかったため継続して札入れを実施した。 ・2 回目以降の札入れを行う際には、札入れへの参加意向について聞き取りを行ったうえで判断している。 ・乖離が大きい場合は、不落随契協議に移行するケースもある。
資料 9：（医病）中央診療棟等自動制御設備改修工事 【一般競争入札（総合評価落札方式）】 審議事項：競争入札において 1 回目の入札で落札率が 99% 以上の事業 ・入札説明書を取得した業者が 2 者と少なかったことについてどのような理由が考えられるか。 ・予定価格の設定方法については、とりこわし工事のように見積もりを重視するのか、積算基準を用いるのか。	・病院の制御システムという特殊な設備であり、既存システムとの互換性も考慮すると、対応できる業者が限られる特殊な工事であったためと考えられる。 ・工事の種類によって、積算基準によるものと見積もりを重視して行うものを使い分けている。本件は、見積もりを重視しているが、製品の値段がメインであるため価格差が少なく、結果的に大学の予定価格と業者の入札価格に近い金額になったと考えられる。
資料 10：（本荘中他）動物新館等照明設備改修設計業務 【一般競争入札（最低価格落札方式）】 審議事項：競争入札及びプロポーザル方式において応札（応募）者が 1 者のみの事業 ・設計・コンサルティング業務における計画（工期、予算など）の確認方法についてはどのようにされているのか。 ・設計業者が作成した工期計画と、その後の施工業者との責任分担についてはどうなっているのか。 ・「株式会社さくら設計」が多くの設計業務を受注しているのはどうしてか。	・工事を発注するための図面作成が主な業務であり、本件であれば例えば部屋ごとの LED 交換数などを正確に図面化する作業である。 ・予定価格の積算根拠資料の作成も本業務に含まれている。 ・期限内に施工する責任は施工業者にあるが、設計業務の中で工事業者にヒアリングを行い、適切な工期を設定している。 ・長年の取引実績や大学側の事情（作業量や対応能力）を理解していることから、入札等に積極的に参加し、結果的に受注者となることが多くなっていると考えられる。
3. その他 ・年間工事件数は例年と比較してどうであったか。	・例年 30～40 件程度で推移しており、令和 6 年度も件数的に大きな変化はなかった。また、前回は新営工事があったため契約額が多かった。